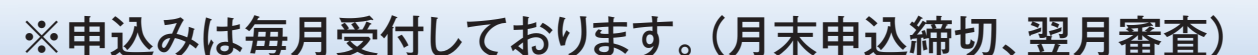


The diagram illustrates the equipment leasing process flow between three main parties: **設備販売業者** (Equipment Seller), **申請者** (Applicant), and **機構** (Institution/Lessee).

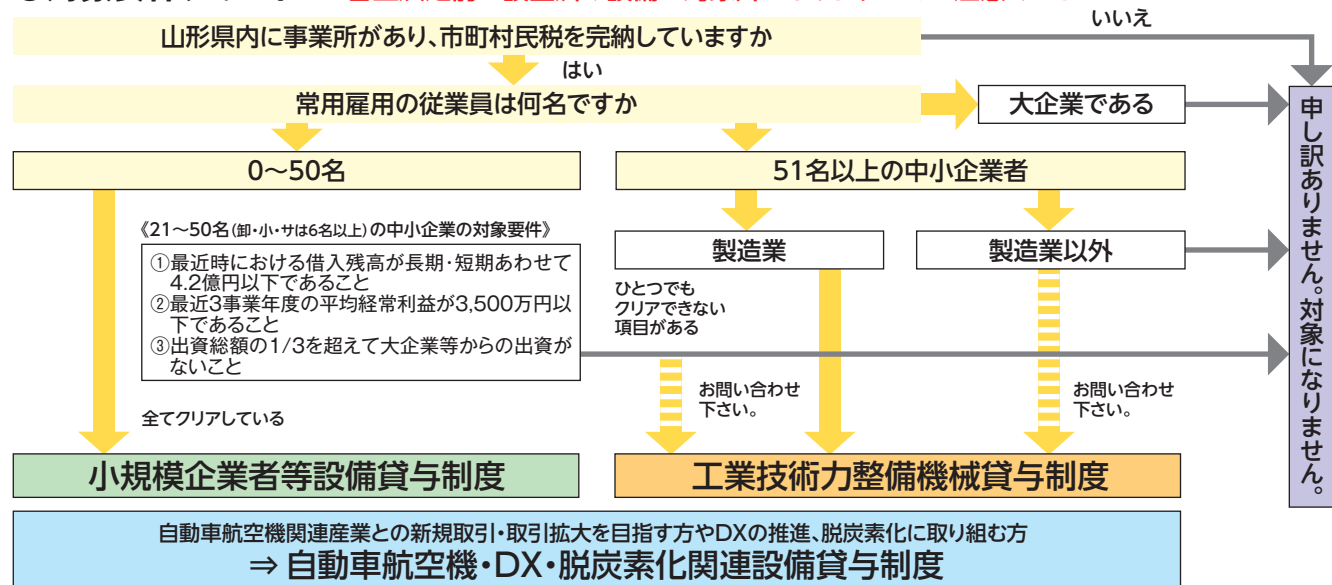
The process steps are as follows:

- ① 設備の選定 (Equipment Selection) - From Applicant to Equipment Seller.
- ② 申込み (Application) - From Applicant to Institution.
- ③ 現地診断・審査 (On-site Diagnosis/Review) - From Institution to Applicant.
- ④ 貸与契約 (Leasing Agreement) - From Institution to Applicant.
- ⑤ 売買契約 (Purchase Agreement) - From Equipment Seller to Institution.
- ⑥ 設備の設置 (Equipment Installation) - From Equipment Seller to Applicant.
- ⑦ 設備代金支払 (Equipment Payment) - From Institution to Equipment Seller.
- ⑧ 割賦・リース料の支払 (Lease Fee Payment) - From Institution to Applicant.



制度の概要は？

●対象要件チャート ※審査決定前の設置済み設備は対象外となりますのでご注意ください。



	小規模企業者等設備貸与制度	工業技術力整備機械貸与制度	自動車航空機・DX・脱炭素化関連設備貸与制度
対 象 要 件	常時雇用50名まで・全業種(※1)	常時雇用51～300名・原則製造業	自動車 or 航空機に係る製造業 DXの推進 or 脱炭素化に取り組む製造業
限 度 額	100万円～1億円(※2)	300万円～1億円	100万円～9,000万円
お支払期間	3年～10年(法定耐用年数の範囲内)	3年～7年(法定耐用年数の範囲内)	3年～10年(法定耐用年数の範囲内)
据 置 期 間 (割賦のみ)	最大1年	月払い:6ヶ月 半年払い:1年	最大3年
割賦損料率	年率 1.0%～1.7%(※3)		年率 1.0% or 1.3%(※3)
リース料率	例)7年リース:月額1.321%～1.353%(※3)		
お支払方法	毎月又は半年毎の15日に原則口座引落し		
保 証 金	設備金額の5%(割賦のみ:お支払いいただく割賦料の最終回から充当)		
担保・保証人	原則として代表者のみ 連帯保証人については「経営者保証に関するガイドライン」に則って判断します		

- ※1 21～50名(卸・小売業またはサービス業の方は6～50名)の中小企業については「①長短借入残高が4.2億円以下、②3カ年平均経常利益が3,500万円以下、③大企業等の出資を受けていない」の全てに該当することが必要です。
→ひとつでも該当しない項目がある場合は、個別にご相談ください。
- ※2 付加価値(営業利益+減価償却費+人件費)と給与支給総額(役員報酬+給与+賃金+賞与+各種手当)が一定以上向上する設備が対象です。
なお、給与支給総額=人件費ではありませんのでご注意ください。
- ※3 いずれの料率・制度区分が適用されるかは、機構審査委員会での総合判断によります。(注記:割賦損料率・リース料率は2025年5月12日現在)

どんな設備が対象となるの？

100万円から1億円までの設備(プログラム含む)で、導入により経営上の付加価値(営業利益+減価償却費+人件費)と給与支給総額が一定以上向上する設備が対象です。(付加価値と給与支給総額は機構が算定します)

一例として…

- 製 造 業: マシニングセンター、旋盤、レーザー加工機、射出成型機、三次元測定機、CAD・CAM、食品加工機械、印刷機械 など
- 建 設 業: 油圧ショベル、クレーン車、ホイールローダー など
- 運 送 業: 大型トラック、冷凍冷蔵車、ローリー車 など
- サービス業: 冷凍・冷蔵設備、厨房設備、乾燥機、空調機器 など
- そ の 他: ボイラー、ソフトウェア など

対象外となるもの

- ・土地/建物
- ・建物と完全一体化の設備
- ・レンタルや賃貸用の設備
- ・資産計上されない金型や工具などの消耗品
- ・各種補助金等との併用

※中古設備についても下記要件の確認ができる設備は対象になる場合があります。(割賦のみ、リースは不可)

- 移動可能(建物構築物との一体的設備等は不可)
- メーカーが現存する
- 転売経歴がわかる
- 保証期間が1年以上
- 残存法定耐用年数が3年以上
- 製造年月日が書面で確認できる

割賦・リースのどちらを選べばいい？

	こんなときにおススメ	留意事項
割 賦	○設備使用が支払期間を超えて長期にわたると見込まれるとき ○途中で繰上償還が見込まれるとき(以降の金利は免除されます) ○据置期間を活用したいとき(設備効果が出てからのお支払開始)	○保証金5%の前納が必要 ○資産税の申告納付が必要 ○損害保険料は自己負担
リ ー ス	○固定資産税の申告納付、保険付保等の管理・費用負担が不要 ○法定耐用年数以下の短い期間で更新が見込まれるとき(PCなど) ○支払リース料を損益計算書の費用科目として計上することで自己資本比率など各種経営指標を良化させたいとき(中小企業会計指針の適用)	○維持管理費用は自己負担 ○中途解約不可 ○満了後は更新料が必要

料率は？ ※小規模企業者等設備貸与制度の例(2025年5月12日現在)

		基準料率(※1)	特別料率①(※1)	特別料率②(※1)
割賦損料率(年率)		1.7%	1.4%	1.0%
月 額 リ ー ス 料 率 (※2)	3年(36回)	2.947%	2.931%	2.912%
	4年(48回)	2.253%	2.237%	2.217%
	5年(60回)	1.829%	1.814%	1.794%
	6年(72回)	1.554%	1.540%	1.519%
	7年(84回)	1.353%	1.339%	1.321%
	8年(96回)	1.203%	1.189%	1.168%
	9年(108回)	1.085%	1.071%	1.052%
	10年(120回)	0.993%	0.979%	0.960%

※1 いずれの料率・制度区分が適用されるかは、機構審査委員会での総合判断によります。

※2 設備金額 × 月額リース料率(%) = 月々のお支払額(百円未満切り捨て)

～具体的な投資計画がありましたら、機構までご連絡いただければ、返済シミュレーション(簡易版)を作成します～

お支払例1

●割賦(月賦7年返済)の場合

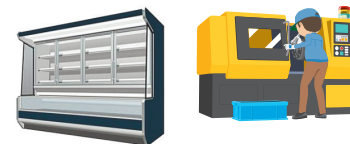
設 備 金 額 … 10,000,000円
保証金(5%) … 500,000円(貸与決定時にお預かりします)
損 料 率 … 年1.7%
総 支 払 額 … 10,601,809円

- ・設備の引渡日によって、多少端数変動することがあります。
- ・このほか、固定資産税、損害保険料等の費用が別途かかります。

お支払例2

●リース(7年)の場合

設 備 金 額 … 10,000,000円
月々のお支払額 … 135,300円(≒10,000,000×1.353%)
総 支 払 額 … 11,365,200円(=135,300円×84回)
・固定資産税、損害保険料等の費用が含まれています。



審査は厳しいの？

決算状況だけでなく、直近の試算表や設備投資効果、御社の事業内容の特徴などを含めた今後の事業計画を重視して総合的に判断いたします。予想損益など社内で作成していなければ、機構職員がヒアリングしながらお手伝いしますので、今後の経営指標としてもお使いいただけます。